(参考様式9-1)

介護保険法第 115 条の 45 の 5 第 2 項及び小豆島町介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定 等に関する要綱第 2 条第 2 項に該当しない旨の誓約書

年 月 日

(宛先) 小豆島町長

| 申請者 | 所在地 | |
|-----|------------|---|
| | 名称及び代表者の氏名 | |
| | | 印 |

申請者が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。(申請者の役員等が小豆島町介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定等に関する要綱第2条第2項第5号から7号まで及び第10号から第13号までに該当しないことを誓約します。)

記

【小豆島町介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定等に関する要綱第2条第2項】

- 2 前項の指定の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、法第115条の 45の3第1項の指定をしないものとする。
 - (1) 申請者が法人でないとき。
 - (2) 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、小豆島町介護予防・日常生活支援 総合事業における指定事業者による第1号事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果 的な支援の方法に関する基準を定める要綱(以下「指定基準」という。)で定める基準及び員数を満 たしていないとき。
 - (3) 申請者が指定基準に定める基準に従って適正な第1号事業の運営をすることができないと認められるとき。
 - (4) 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - (5) 申請者が、法若しくは介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。)第 35条の2各号に定める法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - (6) 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - (7) 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
 - (8) 申請者が、法第115条の9第1項又は法第115条の35第6項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。
 - (9) 申請者と密接な関係を有する者が、法第115条の9第1項又は法第115条の35第6項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。
 - (10) 申請者が、法第115条の9第1項又は法第115条の35第6項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第115条の5第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
 - (11) 申請者が、法第115条の7第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該 検査の結果に基づき法第115条の9第1項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行う

か否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより町長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に法第115条の5第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

- (12) 第10号に規定する期間内に法第115条の5第2項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (13) 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- (14) 申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第8号まで又は第10号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- (15) 申請者が、法人でない事業所で、その管理者が第4号から第8号まで又は第10号から第13号までのいずれかに該当する者であるとき。